

# 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 1 月 15 日（火）第3485号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

### 告 示

○鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱（※）

（環境林務課取扱い） 1

## 告 示

### 鹿児島県告示第28号

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成31年 1 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和54年鹿児島県告示第1532号の 5）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

種 類	資 金 内 容	貸 付 条 件				
		限 度 額	償 還 期 限	利 率		償 還 方 法
				保 証 な し	保 証 付 き	
1 事 業 経 営 改 善 合 理 化 資 金	(1) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費  (2) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）	1 億円。ただし、森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、数人共同の事業体又は木材市場に係る事業体で、次のアからウまでに掲げる条件のいずれかに該当するものにあつては、林野庁長官が 2 億円を超えない範囲	短期資金（長期資金以外の資金をいう。以下同じ。）  1 年以内  長期資金（資金回収期間が 1 年を超える資金をいう。以下同じ。）  3 年以内（うち据置期間 1 年以内）	短期資金  年 1.6 パーセント（中規模事業体にあつては年 1.5 パーセント、選定経営体及び大規模事業体にあつては年 1.3 パーセント）  長期資金  年 1.3 パーセント（中規模事業体にあつては年 1.2 パーセント、選定経営体及び大規模事	短期資金  年 1.2 パーセント（中規模事業体にあつては年 1.1 パーセント、選定経営体及び大規模事業体にあつては年 0.9 パーセント）  長期資金  年 0.9 パーセント（中規模事業体にあつては年 0.8 パーセント、選定経営体及び大規模事	短期資金  分割又は一括償還  長期資金  原則として毎月均等割賦償還

	及び素材の引取りに必要な輸送費 (3) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金, 予約金, 木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費 (4) (1)から(3)までのいずれかの資金を借り受けようとする者が素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃, 電力費, 燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)	で承認した額 ア 素材の年平均生産量が10,000立方メートル以上 イ 素材の年平均引取量が15,000立方メートル以上 ウ 木材製品の年平均引取量が20,000立方メートル以上		業体にあつては年1.0パーセント)	業体にあつては年0.6パーセント)	
(2) 新規需要創出資金	(1) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金(前渡金, 予約金, 木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費 (2) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金, 予約金, 木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費 (3) 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃, 電力費, 燃料費その他の木材を加工するの	1 億円	同上	短期資金 年1.3パーセント 長期資金 年1.0パーセント	短期資金 年0.9パーセント 長期資金 年0.6パーセント	同上

		要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）					
2 構造改善合理化資金	(1) 木材高度加工資金	<p>(1) 作業労賃，電力費，燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金，予約金，木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（日本農林規格の格付けを受けた無垢材（以下「JAS無垢材」という。）に係るものに限る。）</p> <p>(2) (1)の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行うのに必要な資金であつて，次に掲げるもの</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であつて，立木購入代金（前渡金，予約金等を含む。），素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費</p> <p>イ 素材又は木材製品の引取り及び素材又は木材製品の加工を行うのに必要な資金であつて，素</p>	1 億円。ただし，JAS無垢材の製造を行う者にあつては，林野庁長官が2億円を超えない範囲で承認した額	同上	同上	同上	同上

		材又は木材製品の購入代金（前渡金，予約金，木材市場における決済資金等を含む。），素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃，電力費，燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金						
	(2) 原木確保協定促進資金	立木又は素材の購入代金（前渡金，予約金，木材市場における決済資金等を含む。），立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び素材等を加工するのに必要な作業労賃，電力費，燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金（販売・管理費を除く。）	3億円。ただし，協定に基づく素材又は木材製品の販売価格が，協定締結時から5パーセント以上低下しており，かつ，当面の間，当該価格が協定締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあつても，借受者の償還が適切に行われると認められる場合にあつては，林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した額	同上	短期資金 知事認定者にあつては年1.5パーセント，大臣認定者にあつては年1.3パーセント 長期資金 知事認定者にあつては年1.2パーセント，大臣認定者にあつては年1.0パーセント	短期資金 知事認定者にあつては年1.1パーセント，大臣認定者にあつては年0.9パーセント 長期資金 知事認定者にあつては年0.8パーセント，大臣認定者にあつては年0.6パーセント	同上	
3	林業経営改善資	(1) 林業経営高度化	(1) 作業労賃，苗木代，燃料費，機械・施設の使用料，作業委託費等	5,000万円。ただし，造林の年間施業面積が	同上	短期資金 年1.6パーセント 長期資金	短期資金 年1.2パーセント 長期資金	同上

金	推進 資金	(2) 素材生産に係る 請負契約に基づく 前渡金及び中間払 金並びに当該請負 契約を行うために 必要となる作業労 賃	500ヘクタ ール以上の ものにあつ ては、林野 庁長官が1 億5,000万 円を超えな い範囲で承 認した額		年1.3パー セント	年0.9パー セント	
	(2) 伐 採・ 造林 一貫 作業 推進 資金	(1) 素材生産を行う のに必要な資金で あつて、立木購入 代金（前渡金、予 約金等を含む。） 及び素材生産を行 うための作業現場 から最終土場まで の素材生産実施費 用（作業道の開設 又は改良に必要な 費用を含む。） (2) 造林を行うのに 必要な資金であつ て、作業労賃、苗 木代、燃料費、機 械・施設の使用料 及び作業委託費	1億円。た だし、素材 の年平均生 産量が 10,000立方 メートル以 上のものに あつては、 林野庁長官 が2億円を 超えない範 囲で承認し た額	同上	短期資金 年1.5パー セント（選 定経営体 にあつては、 年1.3パー セント） 長期資金 年1.2パー セント（選 定経営体 にあつては、 年1.0パー セント）	短期資金 年1.1パー セント（選 定経営体 にあつては、 年0.9パー セント） 長期資金 年0.8パー セント（選 定経営体 にあつては、 年0.6パー セント）	同上

備考 保証付きの利率は、債務保証（100パーセント機関保証）を利用する場合に適用される。

#### 附 則

- この要綱は、平成31年1月15日から施行する。
- 改正後の鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱別表の規定は、平成31年1月15日以後の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金について適用し、同日前の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。